

お知らせ
(労働者派遣法第30条の4第1項に係る労使協定の修正について)

令和7年10月30日付け東京労働局長による是正指導に基づき、下記の通り労働者派遣法第30条の4第1項に係る労使協定を修正したのでお知らせします。

記

- ・別表1 「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」について地域調整及び退職金の計算について、端数切り上げにて計算を行うべきところを四捨五入による計算を行っておりました。これにより差額が発生をしていた部分を修正しております。
- ・別表2 等級と評価についてわかり難かったため、名称を変更し、各等級B評価の賞与記載に変更いたしました。
- ・第12条 本協定の有効期間を3年間から1年間に変更いたしました。

改定後の労使協定に関しましては、下記URLをご参照ください。

URL : https://www.jbahrsolution.co.jp/_assets/document/roushikyoutei_202511.pdf

なお、本労使協定の改定及び運用は、労使協定の有効期間の初日から適用する。

以上

〈問い合わせ先〉

JBA HRソリューション株式会社
派遣元責任者 佐々木
03-5215-7222